

審 第 2 6 2 8 号
答 申 第 2 5 7 号
令 和 3 年 2 月 2 6 日

千葉県公安委員会委員長 小堀 陽史 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

令和元年10月2日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第246号

令和元年8月10日付けで審査請求人から提起された、令和元年8月8日付け
〇〇警発第〇〇号で行った自己情報不訂正決定に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和元年8月8日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報不訂正決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は、結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が令和〇〇年〇〇月〇〇日午前6時30分前後に自宅に泊めた知人とのトラブルの関係で私の携帯電話番号から〇〇警察署に通報した際に作成された加入受理処理結果票」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「交番直接届出加入・消防・来署・無線受理処理結果票 令和〇〇年〇〇月〇〇日付け署受理番号〇〇」（以下「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇警発第〇〇号で自己情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行い、審査請求人宛てに通知した。

(3) 審査請求人は、令和元年7月16日付けで実施機関に対し、条例第30条第1項の規定により、本件文書に記載された個人情報の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

本件訂正請求の趣旨は、本件文書の「発生場所」欄に記載された個人情報「〇〇市〇〇-〇〇-〇〇 〇〇」を「〇〇市〇〇地先 〇〇橋」へ訂正することを求めるものであり、その理由は、「発生場所欄は、受理者が誤記載のため」である。

また、審査請求人は、本件訂正請求に際し、根拠資料として次に掲げる書類の写しを提出している。

ア 本件部分開示決定に基づき部分開示を受けた本件文書の写し（以下「本件根拠書類1」という。）

イ 自己情報部分開示決定通知書（令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇警発第〇〇号）（以下「本件根拠書類2」という。）

ウ 行政文書等の写し等の作成に要する費用に係る領収証書（以下「本件根拠書類3」という。）

エ 住宅地図（以下「本件根拠書類4」という。）

(4) 本件訂正請求に対し、実施機関が本件決定を行ったところ、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、令和元年8月10日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(5) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和元年10月2日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

「発生場所」欄の〇〇市〇〇地先〇〇橋への訂正を求めます。

イ 本件審査請求の理由

わたしは、警察官派遣要望の発生現場を〇〇市体育館寄りの〇〇橋と通報し、警察官に説明している。わたしは自宅アパートに派遣要望していない。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね次のとおり主張している。

錯誤記載は不適法と言わざるを得ない。自己情報開示の結果、発生場所が請求人宅とは受理者の怠慢である。本件決定は不適法である。

なお、審査請求人は、反論書とともに証拠書類として次に掲げる書類の写しを提出している。

ア 自己情報開示請求書（令和〇〇年〇〇月〇〇日付け）（以下「本件証拠書類1」という。）

イ 自己情報部分開示決定通知書（同年〇〇月〇〇日付け〇〇警発第〇〇号）（以下「本件証拠書類2」という。）

ウ 部分開示を受けた交番直接届出加入受理処理結果票（署受理番号〇〇、同年〇〇月〇〇日受理）の写し（以下「本件証拠書類3」という。）

エ 見積書（以下「本件証拠書類4」という。）

オ 住民票の写し（同年〇〇月〇〇日付け）（以下「本件証拠書類5」という。）

カ 合意書（同年〇〇月〇〇日付け）（以下「本件証拠書類6」という。）

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件決定について

本件文書については、通報内容に基づいて現場に警察官を臨場させ、初動対応させるという目的を既に達成しており、条例第32条における「当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内」の訂正に当たらないと認めたため、条例第33条第2項の規定により、本件決定を行った。

(2) 本件決定の妥当性について

ア 加入受理処理結果票は、事件・事故等の当事者、目撃者等の関係者が、警察にその対応を求めるため、警察署等へ直接に通報等した際に、通報内容に基づいて、現場に警察官を臨場させ、初動対応させることを目的としており、その通報内容や対応の経過及び結果を明らかにしておくために作成するものである。

また、その記載は、事案等の取扱い時に取得した情報等を全て記載するものではなく、通報者からの聴取内容、現場臨場した警察官による現場での聴取等の結果、警察官の対応経過及び処理結果を簡潔に記載するものである。

したがって、審査請求人が訂正を求めている本件文書の記載項目である発生場所についても、通報内容をそのまま記載するのではなく、聴取した通報内容をもとに、警察官の現場臨場を第一に考慮して作成されるべきものである。

イ 加入受理処理結果票の「発生場所」欄は、通常、通報により警察が認知した事件等の初動対応のため、警察官を発生現場へ派遣するために基準となる場所や目標物等を記載している。

本件文書の「メモ1」欄には、事案の発生場所及び通報者の希望する待ち合わせ場所がそれぞれ異なる場所として記載されており、本人は自宅において発生した事案について警察官の派遣を求めるものであるから、本件文書の「発生場所」欄に自宅住所を記載したことに誤りは認められない。

さらに、待ち合わせ場所に警察官が赴いた上で初動対応を行い、対応が完了している以上、当初の文書作成目的は達成されており、「個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内」で訂正が必要とは認められない。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由において、当時警察に通報した際の状況等を主張しているものと認められるが、上記のとおり、記載内容に誤りは

認められず、かつ、当初の文書作成目的は達成されているのであるから、これらは本件決定の判断に影響を及ぼすものではなく、本件決定に誤りは認められない。

(4) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考える。

5 審議会の判断

(1) 本件訂正請求について

本件訂正請求は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に行われた本件部分開示決定に基づき、開示を受けた本件文書に記載されている自己の個人情報に対する訂正請求である。

(2) 訂正の要否について

ア 本件訂正請求において、審査請求人は本件文書のうち、「発生場所」欄の記載内容の訂正を求めているものであるが、実施機関は訂正する理由がない旨を説明するので、以下、検討する。

イ 条例第30条第1項は、何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、その訂正の請求をすることができる」と規定し、条例第32条は、実施機関は、訂正請求があった場合は、必要な調査を行い、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならないと規定する。

千葉県個人情報保護条例解釈運用基準（以下「運用基準」という。）において、「事実」とは、氏名、住所、年齢、性別、生年月日、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等の事実をいうとされ、その性質上、客観的な正誤の判定に適する事実をいうと解される。

また、運用基準において、「当該訂正請求に理由があると認めるとき」とは、「実施機関による調査の結果、請求どおり個人情報が事実でないことが判明したときをいう」とされている。

ウ 実施機関は、加入受理処理結果票は、通報内容に基づいて現場に警察官を臨場させ、初動対応させることを目的として作成するものであり、加入受理処理結果票の「発生場所」欄には、通常、通報により警察が認知した事件等の初動対応のため、警察官を発生現場へ派遣するために基準となる場所や目標物等を記載していると説明するが、この説明に特段に不合理な点は見当たらない。

そうすると、「発生場所」欄の記載は、通報の内容から特定した事件等の発生場所という事実の情報であるが、それは、通報の内容に基づき、事件等の初動対応のため、警察官を発生現場へ派遣するために基準とな

る場所や目標物を、通報を受けた警察が判断して記載した情報であるともいえると解される。

通報を受けた警察が判断して記載した情報であることから、客観的な正誤の判定に適さない面があることは否定できない。しかし、警察官を派遣する基準となる場所や目標物を設定する判断も、通報の内容に基づいているのであるから、「発生場所」欄の記載が、通報の内容から導かれることに合理性がなく、また、加入受理処理結果票の性格に照らして許容できる範囲内でない場合は、条例第32条に基づく訂正義務を生じさせるといふべきである。

エ 次に、本件根拠書類1から4までについて、訂正を求める内容が事実と合致することを明らかにする資料であるか否か検討する。

本件根拠書類1は部分開示を受けた本件文書の写しであり、本件根拠書類2は本件部分開示決定に係る部分開示決定通知書の写しである。本件根拠書類3は本件文書の写しの交付を受けた際に審査請求人が支払った費用に係る領収証書と推測できる。

また、本件根拠書類4は、審査請求人が「発生場所」欄に記載すべきと主張する「〇〇市〇〇地先〇〇橋」付近の住宅地図の写しである。

審議会で見分したところ、本件根拠書類1から4までには、本件文書の「発生場所」欄に記載すべき場所や目標物等を示す記録等はないと認められるので、いずれも、訂正を求める内容が事実と合致することを明らかにする資料とはなり得ないと判断する。

オ さらに、本件証拠書類1から6までが反論書とともに提出されているので、これらについても同様に、訂正を求める内容が事実と合致することを明らかにする資料であるか否か検討する。

本件証拠書類1は審査請求人が本件開示請求とは別に行った自己情報開示請求（以下「別件開示請求」という。）に係る自己情報開示請求書の写しであり、本件証拠書類2は別件開示請求に対して実施機関が行った部分開示決定に係る自己情報部分開示決定通知書の写しであり、本件証拠書類3は当該部分開示決定通知書に基づき審査請求人が開示を受けた行政文書の写しである。

なお、別件開示請求は、審査請求人が本件開示請求に係る通報とは別の日時に行った通報に係り行われたものである。

本件証拠書類4は、審査請求人の引っ越しに係る見積書の写しである。当該見積書の日付は「〇〇／〇〇／〇〇」であり、引越日は「〇〇月〇〇日」と記載されている。

本件証拠書類5は、審査請求人に係る住民票の写しを複写したものである。当該住民票の写しには、令和〇〇年〇〇月〇〇日転居、〇〇月〇

○日届出と記載されている。転居前の住所は「〇〇市〇〇丁目〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇号」とされており、これは、本件文書の「発生場所」欄の記載や、審査請求人が本件訂正請求に係る自己情報訂正請求書に記載した請求人の住所と同じ住所を示している。

また、本件証拠書類6は、審査請求人が、債権者として債務者である第三者との間で交わした合意書であると認められる。

審議会で見分したところ、本件証拠書類1から6までには、本件文書の「発生場所」欄に記載すべき場所や目標物等を示す記録等はないと認められるので、いずれも、訂正を求める内容が事実と合致することを明らかにする資料とはなり得ないと判断する。

カ 以上を踏まえて、審議会で検討したところ、審査請求人の主張は、警察官派遣要望の発生現場を別の場所と通報し、自宅アパートに派遣要望していないとのことであるが、本件文書に係る通報は、自宅にあったウイスキーがなくなっていたという自宅において発生した事案について警察官の派遣を求めるものである。通報の内容から特定した事件等の発生場所として、また、通報により警察が認知した事件等の初動対応のため、警察官を発生現場へ派遣するために基準となる場所や目標物等として判断した結果として、実施機関が「発生場所」欄に審査請求人の自宅住所を記載したことに合理性がないとはいえず、また、加入受理処理結果票の性格に照らして許容できる範囲内にも認められない。

キ したがって、本件訂正請求に理由があるとは認められず、本件文書の「発生場所」欄の記載内容を訂正しないとした実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和元年10月 8日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和元年10月18日	反論書の写しの受理

令和2年 9月23日	審議（令和2年度第4回第2部会）
令和2年10月26日	審議（令和2年度第5回第2部会）
令和2年11月26日	審議（令和2年度第6回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会（五十音順）

氏名	職業等	備考
石井 徹哉	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部教授	
中曾根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者